

# 南予南部地域における公共交通マップの提供等による利用促進効果検証事業 委託業務仕様書

## 第1 事業の目的

南予南部地域におけるJR予土線を始めとする公共交通利用促進に向け、地域住民に対する広域の公共交通マップの提供や地域住民が交通プランを作成することによる公共交通利用促進効果の検証を行う。

## 第2 委託業務名

南予南部地域における公共交通マップの提供等による利用促進効果検証事業委託業務

## 第3 委託期間

契約の日から令和9年3月19日（金）まで

## 第4 委託料

11,271千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

## 第5 委託業務内容

### 1 高齢者向け公共交通マップ（以下「高齢者マップ」という。）の作成

#### （1）概要

南予南部地域の高齢者（60歳代後半から80歳代前半）に公共交通を利用してもらえるよう促すためのマップを作成する。

#### （2）作成部数

3,500部以上

#### （3）掲載対象地域

宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町

#### （4）仕様

紙媒体による配布に適したものとし、上記（3）の掲載対象地域全体を掲載するとともに、高齢者が閲覧することを前提に、十分な視認性を確保でき、かつ、閲覧しやすい仕様を提案すること。

#### （5）掲載内容

- ・掲載対象地域内の公共交通（JR予土線、JR予讃線、バス（市町が運行するコミュニティバスを含む）、オンデマンド交通、タクシー、航路等）に関する情報（路線図等）について分かりやすく掲載すること。
- ・掲載する路線図等の情報については、令和8年10月1日時点のものとする。
- ・公共交通を利用した移動の目的地として主要なものを掲載するため、高齢者がよく利用すると想定される施設を提案し、掲載すること。
- ・公共交通に係る利用助成制度や駅のバリアフリー化の状況等、高齢者が公共交通を利用する上で有用な情報を提案し、掲載すること。
- ・上記のほか、高齢者マップの公共交通利用促進効果を高める掲載内容を提案すること。

- ・日常生活に欠かせない公共交通を将来にわたって維持していくためには、住民の積極的な利用が必要であることを啓発する内容を掲載すること。
- ・掲載内容については委託者と協議して決定すること。

(6) その他

高齢者マップの印刷元データについては、後日編集可能なファイル形式とし、成果物のひとつとして委託者に納品すること。

2 高齢者マップに対応した総合時刻表の作成

(1) 概要

高齢者マップと併せて利用してもらうことを想定し、高齢者マップに対応した総合時刻表を作成する。

(2) 作成部数

3,500 部以上

(3) 掲載対象

高齢者マップに掲載する公共交通

(4) 仕様

紙媒体による配布に適したものとし、高齢者が閲覧することを前提に、十分な視認性を確保でき、かつ、閲覧しやすい仕様を提案すること。

(5) 掲載内容について

- ・掲載する時刻表は、令和8年10月1日時点のものとする。
- ・高齢者マップと併せて利用することにより、公共交通利用促進効果を高めるような掲載内容を提案し、掲載すること。
- ・掲載内容については委託者と協議して決定すること。

(6) その他

時刻表データの購入費を委託料の中に見込んでおくこと。

3 高齢者マップ及び総合時刻表の配布

(1) 概要

上記1の高齢者マップ及び上記2の総合時刻表を、無作為抽出した地域住民に配布する。

(2) 配布対象

高齢者マップの掲載対象地域の60歳代後半から80歳代前半までの住民

(3) 配布対象数

3,000人以上

(4) 配布対象者の抽出

- ・各地域の配布対象者数の割り当てについては、委託者と協議し、地域間のバランスをとること。
- ・対象者の抽出については、委託者から関係市町に依頼することとする。
- ・対象者への郵送に必要な情報についても、委託者から関係市町に、受託者へ提供するように依頼することとする。

- ・対象者への郵送に必要な宛名ラベル等の必要物資については、受託者において調達することとし、購入費を委託料の中に見込んでおくこと。

(5) 配布方法

郵送によることを基本とし、必要経費を委託料の中に見込んでおくこと。

(6) その他

高齢者マップ及び総合時刻表の趣旨を説明する案内文を作成し、併せて送付すること。

4 住民による交通プランの作成

(1) 概要

住民による交通プランの作成がもたらす公共交通の利用促進効果を検証するため、上記3の高齢者マップ及び総合時刻表の配布を受けた住民を対象に、交通プランの作成を依頼する。

(2) 依頼対象数

1,500人以上

(3) 作成を依頼する交通プランの内容

高齢者マップの掲載対象地域内の公共交通を利用した住民の具体的な行動計画

(例) ○時○分 ○○駅(自宅最寄駅) 発  
○時○分 △△駅(目的地最寄駅) 着  
---<目的>-----  
○時○分 △△駅(目的地最寄駅) 発  
○時○分 ○○駅(自宅最寄駅) 着

(4) 業務内容

- ・紙媒体の資料による依頼及び回収を基本として、住民による交通プランの作成に向けた方法を提案し、実施すること。
- ・住民が作成したプランシートを回収すること。
- ・交通プランの作成及び提出への住民の協力が得られるよう、インセンティブを付与する取組を提案し、実施すること。
- ・住民による交通プランの作成を支援するための取組を提案し、実施すること。
- ・依頼の方法等については委託者と協議して決定すること。
- ・郵送料等の交通プランの作成依頼に必要な経費は、委託料の中に見込んでおくこと。
- ・各地域の依頼対象者数の割り当てについては、委託者と協議し、地域間のバランスをとること。

5 高齢者マップ及び総合時刻表の配布並びに交通プランの作成による効果検証

(1) 概要

上記3及び4による公共交通の利用促進効果を検証する。

(2) 検証の基本事項

ア 以下の3つの群に区分し、上記3及び4による公共交通の利用促進効果を検証する。

(ア) 上記3の高齢者マップ及び総合時刻表の配布を受けた者(下記(イ)に該当する者を除く。以下「1群」という。)

(イ) 上記4の交通プランを作成した者（以下「2群」という。）

(ウ) 高齢者マップの掲載対象地域の60歳代後半から80歳代前半までの住民のうち、上記(ア)及び(イ)に該当しない者（以下「3群」という。）

イ 上記ア(ウ)は、効果検証において1群及び2群との対照群（利用促進策を受けていない群）とする。

ウ 検証のためにアンケート調査を実施する。

### (3) アンケートについて

- ・ 1群及び2群は各1,500人以上、3群は1,000人以上にそれぞれ実施すること。
- ・ 各地域の3群の割り当てについては、委託者と協議し、地域間のバランスをとること。
- ・ 1群については高齢者マップ及び総合時刻表の配布がもたらす効果が、2群については高齢者マップ及び総合時刻表の配布に加え、交通プランの作成がもたらす効果が正確に捕捉できるアンケートの項目等を提案し、実施すること。
- ・ 委託者が実施した令和6年度「愛媛県南予南部地域公共交通住民ニーズ調査」※別紙1及び令和5年度「県民アンケート調査」※別紙2の結果と対照できるアンケート項目とすること。
- ・ 紙媒体の資料による依頼及び回収を基本としつつ、回収率を高めるためのデジタル技術の活用についても提案し、実施すること。
- ・ 郵送料等、回答者に経済的負担が生じないようにすること。
- ・ アンケートの内容については委託者と協議して決定すること。
- ・ 郵送料等のアンケートの実施に必要な経費は、委託料の中に見込んでおくこと。

### (4) 検証結果の取りまとめ

アンケートの集計及び集計結果の分析を実施し、下記9のとおり報告すること。

## 6 進学後、就職後等の将来的な公共交通の利用を想定した中学生向け公共交通マップ（以下「中学生マップ」という。）の作成

### (1) 概要

JR予土線沿線の中学生に、進学後や就職後の通学・通勤手段として公共交通を利用してもらえるよう促すためのマップを作成する。

### (2) 作成部数

1,500部以上

### (3) 掲載対象地域

JR予土線沿線の地域（旧宇和島市、旧三間町、松野町、鬼北町）

### (4) 仕様

紙媒体による配布に適したものとし、上記(3)の掲載対象地域全体を掲載するとともに、十分な視認性を確保でき、かつ、閲覧しやすい仕様を提案すること。

### (5) 掲載内容

- ・ 掲載対象地域内の公共交通（JR予土線、JR予讃線、バス（市町が運行するコミュニティバスを含む）、オンデマンド交通等）に関する情報（路線図等）について分かりやすく掲載すること。
- ・ 掲載する路線図等の情報については、令和8年10月1日時点のものとする。

- ・掲載対象地域内の中学校及び高等学校を掲載すること。
- ・公共交通を利用した移動の目的地として主要なものを掲載するため、中学生がよく利用すると想定される施設を提案し、掲載すること。
- ・現に公共交通を利用して通学している高校生の意見を中学生マップに反映するための取組を提案し、実施すること。
- ・上記のほか、公共交通に係る利用助成制度（通学助成等）など中学生マップの公共交通利用促進効果が高まる掲載内容を提案すること。
- ・日常生活に欠かせない公共交通を将来にわたって維持していくためには、住民の積極的な利用が必要であることを啓発する内容を掲載すること。
- ・その他の掲載内容については委託者と協議して決定すること。

#### (6) その他

中学生マップの印刷元データについては、後日編集可能なファイル形式とし、成果物のひとつとして委託者に納品すること。

### 7 中学生マップの配布

#### (1) 概要

上記6の中学生マップを掲載対象地域内の中学生に配布する。

#### (2) 配布対象

宇和島市、松野町及び鬼北町内の中学校の生徒

#### (3) 配布対象者

上記6(2)の範囲内で、委託者と協議して決定すること。

#### (4) 配布方法

後日、委託者との協議により決定するものとするが、掲載対象地域内の中学校単位で在校生分を郵送することを想定して、必要経費を委託料の中に見込んでおくこと。

#### (5) その他

中学生マップの趣旨を説明する案内文を作成し、併せて送付すること。

### 8 中学生マップの配布による効果検証

#### (1) 概要

上記7による公共交通の利用促進効果を検証する。

#### (2) 検証の基本事項

上記7の配布を実施した中学生を対象に、中学生マップの配布による公共交通の利用促進効果を検証するためのアンケート調査を実施する。

#### (3) アンケートについて

- ・上記7の配布を実施した全員を対象に実施すること。
- ・中学生マップの配布がもたらす効果が正確に捕捉できるアンケートの項目等を提案し、実施すること。
- ・回答が得られやすいアンケートの方法を提案し、実施すること。
- ・郵送料等、回答者に経済的負担が生じないようにすること。
- ・アンケートの内容については委託者と協議して決定すること。

- ・郵送料等のアンケートの実施に必要な経費は、委託料の中に見込んでおくこと。

#### (4) 検証結果の取りまとめ

アンケートの集計及び集計結果の分析を実施し、下記9のとおり報告すること。

#### 9 効果検証の報告

上記5(4)及び8(4)のとおり検証結果を報告書にまとめ、委託者に提出すること。報告書においては、検証結果や公共交通の利用促進に向けた今後の課題等について整理し、グラフ等を用いて分かりやすくまとめること。

#### 10 中間報告

令和8年12月末現在の業務の進捗状況（同時点までに完了した業務内容等）について報告書を作成し、令和9年1月8日（金）までに委託者に提出すること。

#### 11 その他

- ・本件業務委託に係る契約締結後、業務のスケジュールや収支予算等を記載した事業計画書を提出すること。
- ・本件業務の遂行に際し必要となる情報の収集は、原則として受託者が行うこととする。

### 第6 業務の実績報告

本件事業が終了したときは、次の内容を含む業務完了報告書を作成し、委託者に提出すること。また、作成物は電子媒体（CD-ROM等）により1部、紙媒体で3部を納品すること。なお、各ファイルには内容の分かるファイル名を付すること。提出時にはウイルスチェックを実施すること。

- 1 委託業務の実施期間
- 2 実施した業務の一覧及びその成果
- 3 記録写真（上記第5の4の様子等を撮影したもの）
- 4 マップ等の成果物
- 5 その他業務の実施状況が分かる資料

### 第7 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、事務局の承諾を得なければならない。

### 第8 著作権の取扱い

- 1 本件委託業務に係る作成物等の著作権は、委託者に帰属するものとする。ただし、受託者が以前から有している著作権については、この限りではない。
- 2 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- 3 受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も上記2のとおりと

する。

- 4 上記において委託者に帰属する権利には、著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利も含むものとする。
- 5 委託者及び委託者の承継団体が解散した場合、契約に基づく委託者及び委託者の承継団体の当該成果品に関する権利は、愛媛県に承継されるものとする。
- 6 上記に明示のない事項や上記により難しい事項については、その都度受託者と委託者が協議の上、決定することとする。

## 第9 個人情報の保護

本件業務（再委託した場合を含む。）を遂行する上での個人情報の取扱いについては、別途定める「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。なお、個人情報の取扱いについて疑義が生じた場合には、委託者と協議するものとする。

## 第10 留意事項

- 1 本件業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。
- 2 本件業務の遂行に際して知り得た情報を他に漏らしてはならない。

## 第11 その他

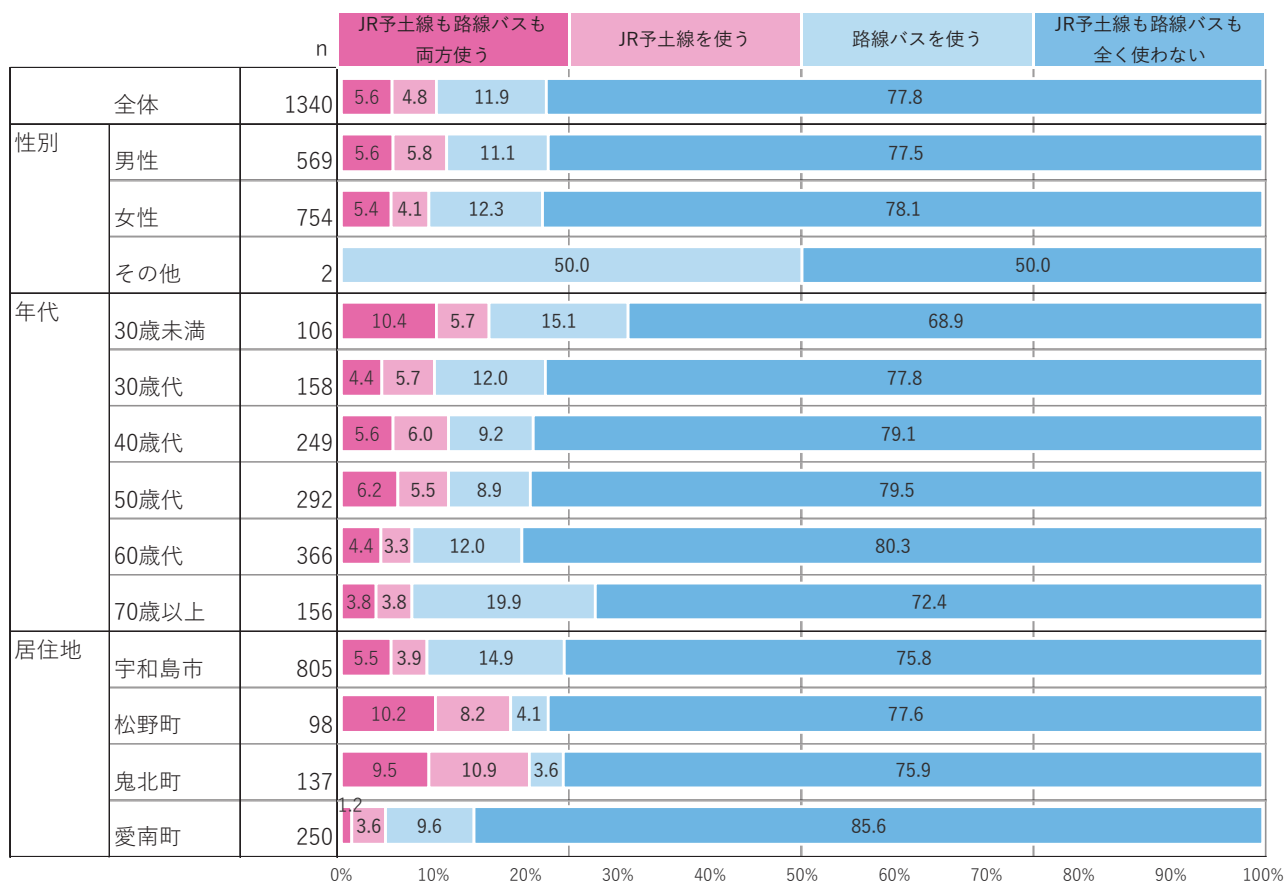
- 1 委託業務の実施にあたっては、委託者と緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心がけることとする。
- 2 本仕様書に明示のない事項であっても、本件事業の遂行に当たり社会通念上当然に必要なものについては、本件委託業務に含まれるものとする。
- 3 その他、本仕様書に定めのない事項については、必要に応じ受託者と委託者が協議の上、処理するものとする。

<資料 3 >

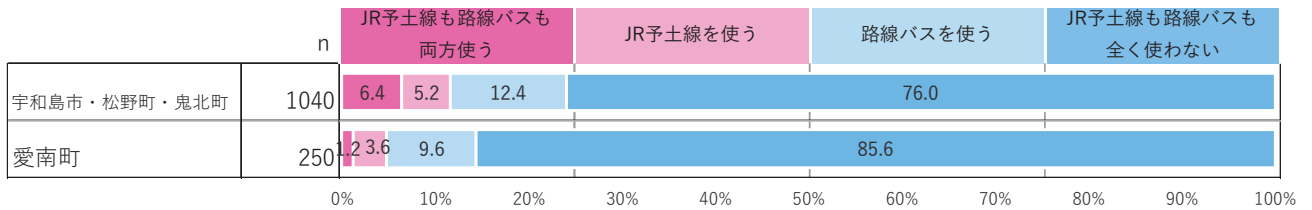
参考：令和 6 年度愛媛県南予南部地域公共交通住民ニーズ調査 報告書抜粋

問2 休日の旅行や買い物など非日常利用も含めた「JR予土線」または「地域を走る路線バス」を年1回以上利用していますか。(○は1つ)

- ・全体では、年1回以上JR予土線を使う割合は、「JR予土線も路線バスも両方使う」と「JR予土線を使う」とあわせて10.4%、同じく路線バスを使う割合は「両方使う」と「路線バスを使う」を合わせて17.5%となった。いずれか(または両方)を使うのは全体の22.3%となった。一方、「JR予土線も路線バス」も全く使わない割合は77.8%という結果となった。
- ・性別では、男女ともに年1回以上JR予土線または路線バスを使う状況は、全体結果と顕著な差はなかった。
- ・年代別では、年1回以上JR予土線、路線バスのいずれか(または両方)を使う割合は、30～60歳代が20%前後であるのに対し、30歳未満の若年層は31.2%、70歳以上の高齢層は27.5%とやや高かった。
- ・地域別では、年1回以上JR予土線または路線バスを使う状況は、松野町が「JR予土線も路線バスも両方使う」10.2%、「JR予土線を使う」8.2%とあわせて18.4%、鬼北町が「JR予土線も路線バスも両方使う」9.5%、「JR予土線を使う」10.9%とあわせて20.4%、と他市町よりJR予土線の利用割合が高くなっている。また「路線バスを使う」は松野町で4.1%、鬼北町で3.6%と宇和島市に比べ10ポイント以上低くなった。



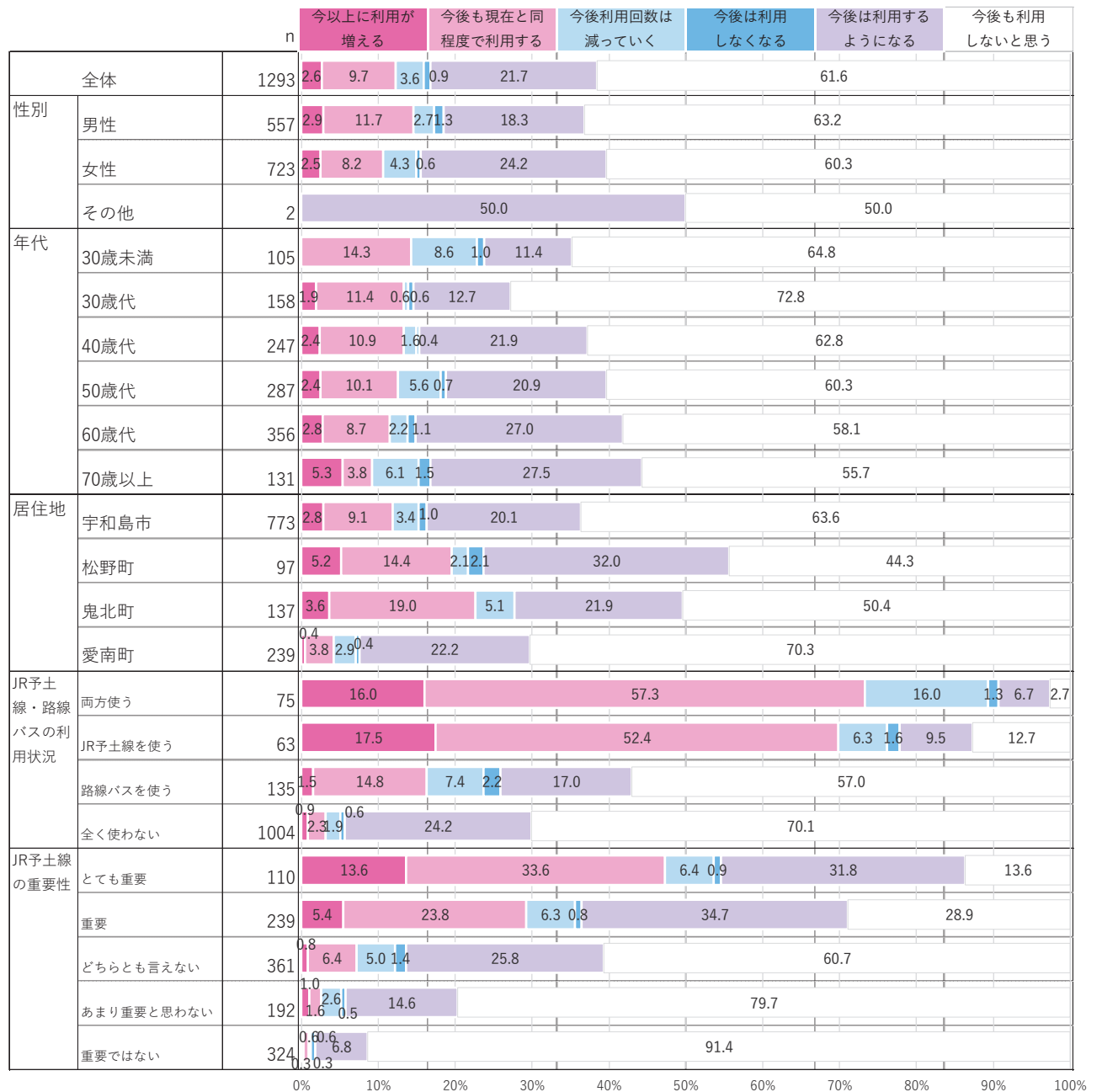
【参考】 居住地域別（予土線沿線市町/愛南町）



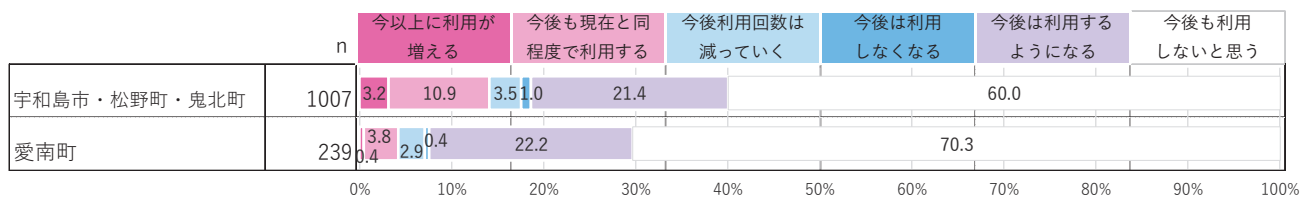
問4 自身の「JR予土線」や「路線バス」の利用は今後どうなると考えますか。（○は1つ）

- ・全体では、JR予土線を「今後も利用しないと思う」が61.6%と最も高く、次いで「今後は利用するようになる」が21.7%となった。路線バスを「今後も利用しないと思う」が39.3%と最も高く、次いで「今後は利用するようになる」が34.5%の順となった。
- ・性別では、JR予土線や路線バスの今後の利用予想は全体結果と顕著な違いはなかった。
- ・年代別では、JR予土線の今後の利用予想は、30歳未満で「今後は利用するようになる」が11.4%と全体比で10.3ポイント低くなり、30歳代で「今後も利用しないと思う」が72.8%で全体比11.2ポイント高くなっており、若年層の利用意欲が低くなった。  
 路線バスの今後の利用予想では、30歳未満で「今後は利用するようになる」が16.8%と全体比で17.7ポイント低くなり、「今後も利用しないと思う」が52.3%と全体比で13.0ポイント高くなった。30歳代でも「今後は利用するようになる」が16.5%と全体比で18.0ポイント低くなり、「今後も利用しないと思う」が59.5%と全体比20.2ポイント高くなり、若年層の利用意欲が低くなっている。
- ・地域別では、JR予土線の今後の利用予想は、松野町で「今後は利用するようになる」が32.0%と全体比で10.3ポイント高くなり、「今後も利用しないと思う」が44.3%で全体比17.3ポイント低くなった。また、鬼北町は「今後も利用しないと思う」が50.4%で全体比11.2ポイント低くなった。路線バスの今後の利用予想では、全体結果と顕著な違いはなかった。

## JR予土線の今後の利用予想



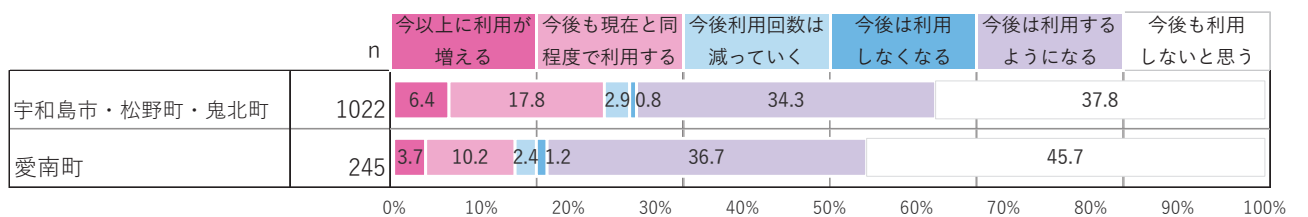
### [参考] 居住地域別（予土線沿線市町/愛南町）



### 路線バスの今後の利用予想

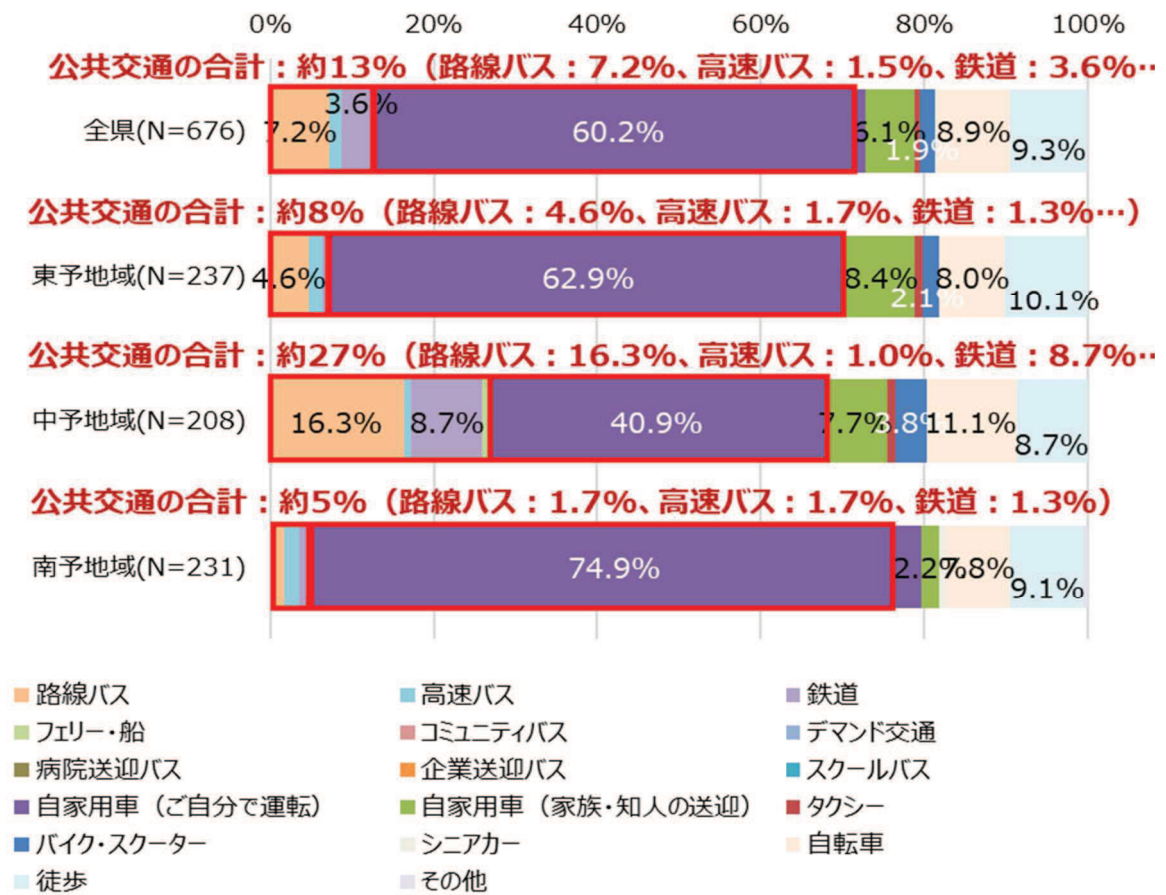


### 【参考】居住地域（予土線沿線市町/愛南町）別



参考：令和 5 年度県民アンケート 報告書抜粋

日常的な外出での移動手段（高齢者（65歳以上））



## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 (受託者) は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 (受託者) は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 (受託者) は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

### (保有の制限)

第3 (受託者) は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

### (安全管理措置)

第4 (受託者) は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 (受託者) は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により (委託者) に報告しなければならない。

3 (受託者) は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により (委託者) に報告しなければならない。

4 (受託者) は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により (委託者) に報告しなければならない。

### (利用及び提供の制限)

第5 (受託者) は、(委託者) の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

### (複写、複製の禁止)

第6 (受託者) は、この契約による業務を処理するために (委託者) から提供された個人情報が記録された資料等を、(委託者) の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

### (再委託の禁止等)

第7 (受託者) は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 (受託者) は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を (委託者) に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、(受託者) は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、(委託

者) に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

- 4 (受託者) は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、(委託者) の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。
- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も、同様とする。

(派遣労働者利用時の措置)

- 第8 (受託者) は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 (受託者) は、(委託者) に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

- 第9 (受託者) は、この契約による業務を処理するため(委託者) から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに(委託者) に返還するものとする。ただし、(委託者) が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 (受託者) は、この契約による業務を処理するため(受託者) 自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、(委託者) が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

- 第10 (受託者) は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、(受託者) の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地検査)

- 第11 (委託者) は、(受託者) がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

(指示及び報告等)

- 第12 (委託者) は、(受託者) がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、(受託者) に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故時の対応)

- 第13 (受託者) は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに(委託者) に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、(委託者) の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

- 第14 (受託者) は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより(委託者) 又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により(委託者) 又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第15 (委託者) は、(受託者) がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。